

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯

・ 冬季加算地区	→ VI区	
・ 県内級地別人口	→	
	1 級地－1	0 人
	1 級地－2	0 人
	2 級地－1	317, 625 人
	2 級地－2	0 人
	3 級地－1	708, 999 人
	3 級地－2	440, 856 人
	計	1, 467, 480 人

※令和 2 年国勢調査（人口等基本集計 第 1-1 表）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和 2 年度）

①第 1 類費＋第 2 類費（冬季加算を除く）

第 1 類費及び第 2 類費の合計の人口加重平均を求めると、
 $(71, 460 \text{ 円} \times 317, 625 \text{ 人} + 68, 430 \text{ 円} \times 708, 999 \text{ 人} + 66, 940 \text{ 円} \times 440, 856 \text{ 人}) \div 1, 467, 480 \text{ 人}$
 $= 68, 638. 19 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

②第 2 類費のうち冬季加算（1 か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分 VI 区に分類され、11 月から翌年 3 月までの 5 月となる。

$2, 630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1, 095. 83 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

③期末一時扶助費（1 か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1 か月平均）

2 級地－1 $12, 880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1, 073. 33 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

3 級地－1 $11, 610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967. 5 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

3 級地－2 $10, 970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914. 16 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

$(1, 073. 33 \text{ 円} \times 317, 625 \text{ 人} + 967. 5 \text{ 円} \times 708, 999 \text{ 人} + 914. 16 \text{ 円} \times 440, 856 \text{ 人}) \div 1, 467, 480 \text{ 人} = 974. 381 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

生活扶助基準（1 類費＋2 類費（冬季加算込）＋期末一時扶助費）

= ①＋②＋③

= $68, 638. 19 \text{ 円} + 1, 095. 83 \text{ 円} + 974. 381 \text{ 円} = 70, 708. 401 \text{ 円}$

(2) 住宅扶助実績値（令和元年度）

単身被保護世帯数 → 那覇市： 8, 037 世帯

沖縄県（那覇市除く）： 15, 749 世帯

計 23, 786 世帯

住宅扶助実績値 → 那覇市：27,131.9円
沖繩県（那覇市除く）：22,107.5円

※1 令和元年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される那覇市、沖繩県の
単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(27,131.9円 \times 8,037世帯 + 22,107.5 \times 15,749世帯) \div 23,786世帯 \\ = \underline{23,805.18円} (1円未満四捨五入せず)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 70,708.401円 + 23,805.18円 \\ = \underline{94,513.581円} (1円未満四捨五入せず)$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給792円（令和2年度沖繩県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$792円 \times 173.8時間 \times 0.817 = \underline{112,460円} (1円未満四捨五入)$$

※ 0.817は、時間額792円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 94,513円 - 112,460円 = \Delta 17,947円$$

となり、この差額を173.8時間で割って1時間当たりとし、0.817で割って手取額から額面に換算すると、

$$\Delta 17,947円 \div 173.8 \div 0.817 = \Delta 126円 (1円未満四捨五入)$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和4年度 特定(産業別) 最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業者数	同意率 (a / b)	申出労働者数労働組合別内訳 (機関決定別)		申出労働者数個別合意内訳	
沖縄県糖類製造業 (E095 糖類製造業)	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 石川 幸治	283	710	27	39.86%	全糖 労	北部製糖	21	
							ゆがふ製糖	44	
							久米島製糖	38	
							沖縄製糖	31	
							宮古製糖	86	
							石垣島製糖	40	
							大東糖業	23	
合計	283								
沖縄県新聞業 (G413 新聞業)	琉球新報労働組合 執行委員長代行 當眞 正武	292	620	10	47.10%		琉球新報社	133	
							沖縄タイムス社	145	
							八重山毎日新聞社	14	
							合計	292	
沖縄県各種小売業 (I569 各種小売業)	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	3553	6,260	29	56.76%		イオン琉球	3,435	
							リウボウインダストリー	118	
							合計	3,553	
沖縄県自動車(新車) 小売業 (I5911自動車(新車) 小売業)	自動車総連沖縄地方協議会 議長 當眞 義也	1,074	2,080	124	51.63%		沖縄トヨタグループ	690	
							沖縄ホンダ	271	
							沖縄マツダ	73	
							沖縄スバル	40	
							合計	1,074	



2022年7月13日

沖縄労働局長 殿

申出者 那覇市泉崎2丁目105番
 所在地 官公労共済会
 電話(098)963-82
 労働組合名 全沖縄製糖労働組
 代表者名 執行委員長 石川 幸

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 **糖類製造** 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、**糖類製造業** を営む使用者に使用される労働者 **710** 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県 **糖類製造** 業 最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する 糖類製造業 の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 糖類製造業 最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年 6月3日

機関決定： 第4回執行委員会
組合名： 全沖縄製糖労働組
代表者名： 執行委員長 石川 幸治
住 所： 那覇市泉崎2丁目105番地18



糖類製造業賃金格差疎明資料

(単位:円)

2022年

企業名	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖繩製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		

(単位:円)

企業名	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖繩製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		





2022年7月5日

沖縄労働局長 殿

申出者
 所在地 沖縄県那覇市泉崎1-10-3
 労働組合名 琉球新報労働組合
 代表者名 執行委員長代行 常真正

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 **新聞** 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、**新聞業** を営む使用者に使用される労働者 **620** 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県 **新聞** 業 最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する新南業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新南業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年6月13日

機関決定：第25回執行委員会
組合名：琉球新報労働組合
代表者名：執行委員長代行 菅真
住所：那覇市泉崎1-10-3



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年 6月 24日

機関決定：第5回執行委員会

組合名：沖縄タイムス

代表者名：山本哲也

住所：那覇市久茂地

タイムスビル4階



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年 6月 24日

1. 申出代表者

住所 那覇市泉崎 1-10-3

氏名 富真正武

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名
沖縄タイムス労働組合	那覇市久茂地 2-2-2 タイムスビル 4階	山本哲也



産業別最低賃金の改正に関する決議

八重山毎日新聞労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年7月6日

機関決定：第1回執行役員会
組合名：八重山毎日新聞労働組合
代表者名：立
住 所：沖縄県石垣市登野城6



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年7月6日

1. 申出代表者

住所 那覇市泉崎1-10-3

氏名 當眞正哉

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 印
八重山毎日新聞労働組合	沖縄県石垣市登野城614	立松聖 



新聞業賃金格差疎明資料

2022 年

企業名	募集賃金(月給)円	募集賃金(時給)円
琉球新報		
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		

企業名	平均賃金(月給)円	平均賃金(時給)円
琉球新報		
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		





沖縄労働局長 殿

2022 年 6 月 27 日

申出者
 所在地 沖縄県那覇市久米地 1-1-1
 労働組合名 ワホウインアストリ-労働組
 代表者名 執行委員長 萩田 和

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 各種商品の小売 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、各種商品の小売を営む使用者に使用される労働者 6,260 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県 各種商品の小売 業 最低賃金
3. 申出の内容
 上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

リボウインダストリー労働組合は傘下組合員の該当する各種商品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種商品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年6月27日

機関決定：第4回執行委員会
組合名：リボウインダストリー労働組合
代表者名：執行委員長 森田
住 所：那覇中久茂地1-



産業別最低賃金の改正に関する決議

イオン琉球 労働組合は傘下組合員の該当する~~沖縄県各産業~~の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県~~各産業~~業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2022年 5月 27日

機関決定：第5回 中央執行委員会

組合名：**イオン琉球労**

代表者名： 中央執行委員長 野

住 所：〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地
マックスバリュートーヨー日橋店 3階



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年5月27日

1. 申出代表者

住所 那覇市久茂地1-1-1

氏名 森田 知也

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 (印)
イオン琉球労働組合	〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町宇兼城530番地 マックスハリュージュ橋店 3階	中央執行委員長 野原



各種商品小売業賃金格差疎明資料

企業名	(単位:円)	
	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
リウボウインダストリー		
イオン琉球		
サンエー		

企業名	(単位:円)	
	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
リウボウインダストリー		
イオン琉球		
サンエー		

*リウボウ、イオンは、労組からの情報を記載
 *サンエーは、ホームページの求人が一番低い額を記載



写

2022年7月19日

沖縄労働局長 殿

申出者 所在地 〒900-0003 沖縄県那覇市安謝664番地
 沖縄トヨタ安謝ビル3
 労働組合名 自動車総連沖縄地方協議会
 代表者名 議長 当真義也

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車小売業(新車)の最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、自動車小売業(新車)を営む使用者に使用される労働者 2,080 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県自動車小売業(新車)最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 2,080 人 (%)

沖縄県における 業を営む使用者に使用される労働者数 人

労働協約の賃金の最も低い額 = 円/月、 円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 円/時間

5. 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 申請代表者に対する委任状
 - ③ 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上

2022年7月19日

自動車総連沖縄地方協議会
議長 當眞 義也

沖縄県「自動車(新車)小売業」最低賃金改定の申出に伴う労働者数

1.自動車(新車)小売業従事者数

2,080人(R4年度推定値)

2.沖縄県「自動車(新車)小売業」最低賃金改定の申出に対し合意者内訳

(1)最低賃金協定 4組合 1,074人

(2)最低賃金改定に伴う労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数又はその締結当事者となった使用者の数の内訳

	事業者名	組合名	適用労働者数	最低賃金協定 時間額
1	沖縄トヨタ自動車株式会社	沖縄トヨタグループ労働組合	690人	[Redacted]
2	沖縄ホンダ株式会社	沖縄ホンダ労働組合	271人	
3	沖縄マツダ販売会社	沖縄マツダ労働組合	73人	
4	沖縄スバル株式会社	沖縄スバル労働組合	40人	
5				
6				
計	事業所	組合	1,074人	

(合計人数) (平均金額)

(3)所定労働時間及び所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合の月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況

	事業者名	組合名	所定労働 時間数	所定労働 日数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計	事業所	組合		

(平均労働時間・日数)

以上



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年7月19日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタビル3F
自転車統連 沖縄地方協議会
氏名 議長 當真義也

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ⑩
沖縄トヨタグループ 労働組合	沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタビル3F	當真義也



最低賃金に関する覚書

沖縄トヨタ自動車株式会社と沖縄トヨタ労働組合は、最低賃金に関し、下記の通り賃金協定に基づき覚書を交わす。

但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者は適用除外とする。

但し、正規従業員のみとする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金

(時間額、日額については年間労働時間日数 日、1日の所定内労働時間 分で計算したものである。)

2. 賃金の範囲

基本給(本給、加給)とし、上記金額に通勤手当、食事手当は含まない。

以上

2022年4月30日

沖縄トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野原 朝

沖縄トヨタグループ労働組合
委員長 當眞 義



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年7月19日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地沖縄1-30安謝ビル3階
氏名 自動車修理沖縄地方協議会
議長 富真義也

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 (印)
株式会社常勤総協	沖縄県浦添市仲間1-3-1-2F	前田 秀

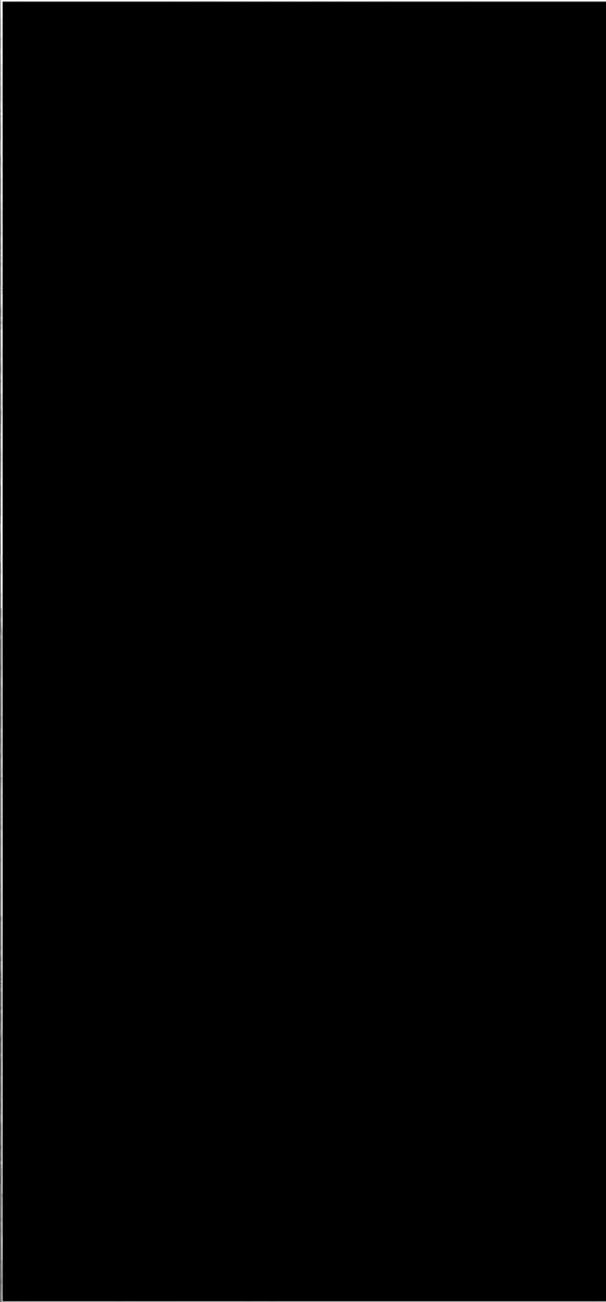


春闘回答書

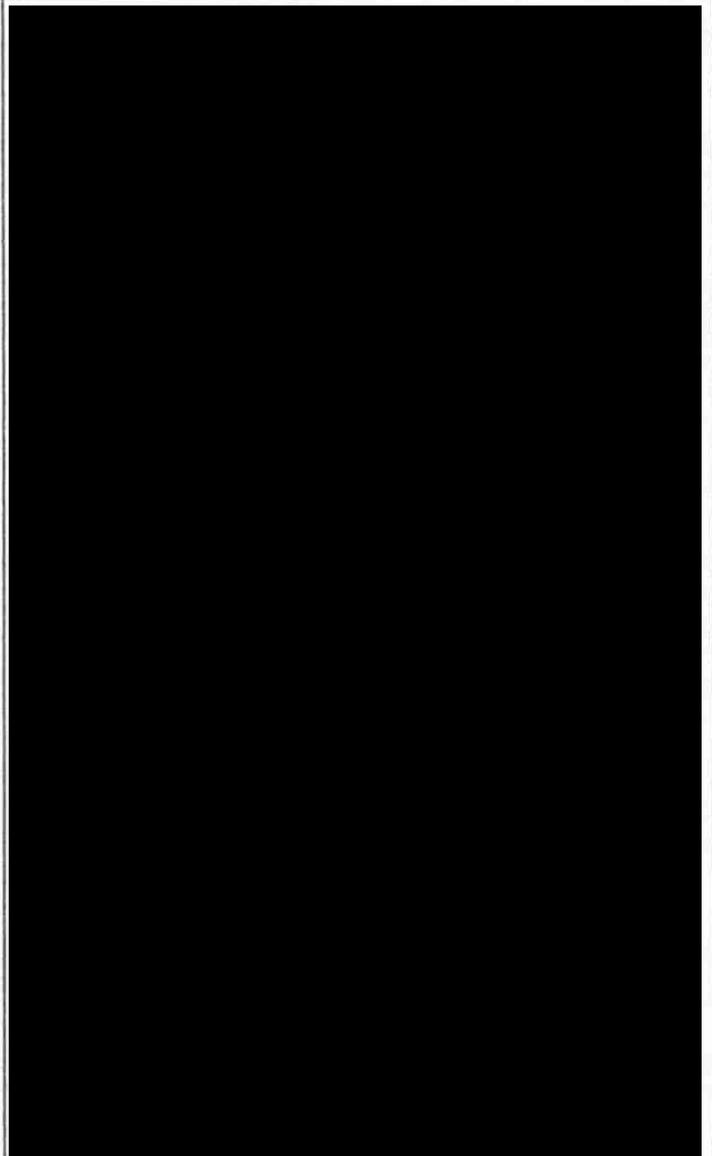


締結場所	浦添市仲間1-3-1	締結年月日	2022年 3月18日
目的	令和4年度賃金引上げに関する合意事項		

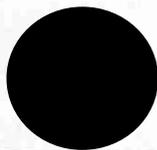
要求内容



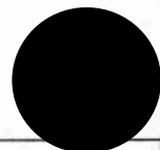
回答結果



浦添市仲間1丁目3番1号
沖縄ホンダ労働組合
執行委員長 前門 秀弥



浦添市仲間1丁目3番1号
沖縄ホンダ株式会社
社長 小林 久夫



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年 7月19日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
 自動車流通 沖縄地方協議会
 氏名 議長 常真義也

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
沖縄マツダ 労働組合	沖縄県 浦添市 勢理客4-1-5	宮城達也



最低賃金に関する覚書

沖縄マツダ販売株式会社と沖縄マツダ労働組合は、最低賃金に関し、下記の通り賃金協定に基づき覚書を交わす。

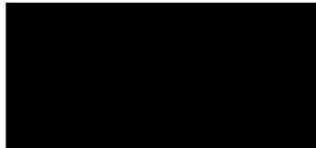
但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者は適用除外とする。

但し、正規従業員のみとする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金



(時間額、日額については年間労働時間日数■■■■日、1日の所定内労働時間■■■■分で計算したものである。)

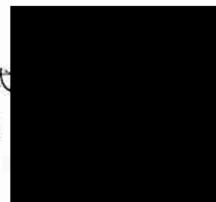
2. 賃金の範囲

基本給（本給、加給）とし、上記金額に通勤手当、食事手当は含まない。

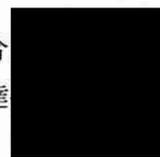
以上

2022年7月4日

沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役 藤間



沖縄マツダ労働組合
執行委員長 宮城 達



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2022年 7月 19日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
自前車統運沖縄地方協議会
氏名 議長 當真義也

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
全国スバル販売労働組合 沖縄スバル支部	沖縄県浦添市勢理客<-19->	小橋川前



最低賃金に関する協定書

沖縄スバル株式会社と、全国スバル販売労働組合沖縄スバル支部は、最低賃金に関して賃金協定に基づき、下記の通り協定書（覚書）を交わす。

この協定した最低賃金は18歳の企業内最低賃金であり、これを下回って雇用しないことを保障する。

但し、18歳未満の者及び組合員（含む試用期間中の者）以外の者には、この協定を適用しない。

記

1、 18歳の企業内最低賃金



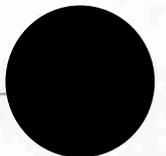
2、 賃金の対象

基準内賃金（役割給、業績給、地域給）であり、家族手当・住宅手当その他の手当は含まない。

以上

令和4年7月1日

沖縄スバル株式会社
代表取締役社長 岡崎 浩



全国スバル販売労働組合
沖縄スバル支部
執行委員長 小橋川 翔平

